

## 事務局用パソコン賃貸借（長期継続契約） 仕様書

- 1 件名：事務局用パソコン賃貸借
- 2 賃貸借期間：令和6年7月1日から令和10年6月30日(計4年間の長期継続契約)
- 3 支払方法：毎月均等払いとし、適法な請求書が提出された日から30日以内に支払う。
- 4 納入期限：賃貸借期間開始日まで
- 5 納入場所：東京都港区海岸1丁目4番15号島嶼会館2階事務室
- 6 借入台数：13台（外付けモニター等付属品を含む一式として）
- 7 契約方法：長期継続契約による賃貸借契約とする（4年）
- 8 賃貸借物件：別紙機器仕様明細書のとおり
- 9 その他納品物：以下に記載するもの（電子データ可）を納入すること。

No	項目	備考
1	賃貸借物件一覧	納入完了後速やかに提出すること
2	機器設置作業報告書	納入完了後速やかに提出すること
3	賃貸借物件に関する取扱説明書	参照先 URL に代替可
4	賃貸借物件に関する保証内容を示す資料(物件保証・動産保険)	
5	ソフトウェアの使用許諾証書	参照先 URL、ライセンス情報の提供に代替可
6	リカバリーメディア一式	賃借人保管が不要な場合(納入場所以外でリカバリーを行う場合)は、賃貸人保管とし、リカバリーに支障が無いよう対応すること
7	担当者連絡先一覧	契約・保守の担当者名、連絡先等

### 10 賃貸借物件の納入

賃貸借物件は、賃貸人の負担により、「5 納入場所」に示す場所に、機器仕様明細書に定める物件一式を納入すること。また、以下の導入設定作業を行い、その作業内容及び動作確認結果を「機器設置作業報告書」としてまとめ、納入期限までに提出すること。

- (1) パソコンは機器仕様明細書に定める OS、Microsoft Office 及び Adobe Acrobat Reader がインストールされた状態で納入すること。
- (2) ローカルユーザーアカウントとサインインパスワードを設定すること。
- (3) 端末個別のネットワーク設定、ファイルサーバーへの接続設定を行うこと。設定に必要な情報は、借借人から貸貸人に別途提示する。なお、ネットワークに接続する LAN ケーブルは、借借人が提供する既存品を使用するものとする。
- (4) Web ブラウザは Microsoft Edge が使用できるよう設定すること。
- (5) 設置したパソコンに対し、ウイルス対策ソフトをダウンロードし設定を行うこと。ダウンロードに必要なライセンス情報は借借人が提供するものとし、ライセンス費用は本契約に含まないものとする。  
参考：ESET HOME セキュリティエッセンシャル
- (6) Windows に標準のゲーム類のアンインストールを行うこと。
- (7) 設置したパソコンに対し、複合機のドライバのダウンロードを行い、各パソコンから印刷が出来るように設定すること。ドライバ及び設定に必要な情報は、借借人から貸貸人に別途提示する。  
参考：富士フィルム ApeosPort C6570
- (8) その他、設定作業に必要な詳細情報については契約締結後、協議の上これを定める。
- (9) 貸貸借物件の納入日時は、借借人の業務に支障の無いよう配慮し、事前に協議の上、原則として平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分の間に実施すること。

#### 11 貸貸借期間終了について

- (1) 貸貸借期間終了後は、借借人から指示があった場合は、貸貸人の負担により、機器のすべてを撤収すること。なお、撤収時において情報記憶媒体のデータをすべて消去し、その証明書を提出すること。その他、物件の返却に係る事項は、協議の上これを定める。
- (2) 借借人の希望により、契約満了後に再リース契約を締結できるものとする。

#### 12 秘密の保持

貸貸人は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約満了後も同様とする。

#### 13 動産総合保険の付保

貸貸借物件に、貸貸借期間と同期間の動産保険を付保すること。なお、保険料は借借料に含むものとする。

#### 14 保守

- (1) 本賃貸借契約には、賃貸借機器の保守を含めるものとし、賃貸借契約期間において、必要な機器の保守部品を確保すること。
- (2) 保守方法はセントバック保守またはオンサイト保守とする。
- (3) 保守対応は、電話対応窓口を設置し、平日午前 9 時から午後 5 時までの間において、賃借人からの問い合わせに対応し、障害内容の切り分け等に対応すること。また、修理が必要と判断された場合、賃借人に内容を確認した上、これを修理すること。
- (4) 障害解決時には、障害内容に応じてリカバリーを行うこと。また、これを賃借人により行うこととした場合は、手順等を提示するほか、賃借人からの問い合わせに対応すること。
- (5) 以上に掲げる保守の進捗、結果等を報告書にまとめ、賃借人に提出すること。

## 15 その他

- (1) 納入に係る費用は、賃貸人の負担とする。また、納入及び設置作業に際し生じた残資材及び梱包材等は、賃借人の指示により撤去すること。
- (2) 本仕様に関する事項で不明な点、若しくは記載されていない事項については、協議の上これを定める。
- (3) 契約の履行上の疑義については、賃借人と賃貸人が協力して解決する。